

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

○北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……（税務課）	1
○北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則……（総務部総務課）	1
○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則……（人事課）	3
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……（航空課）	3
○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則……（生物多様性保全課）	3
○動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ……（生物多様性保全課）	4
○北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……（生物多様性保全課）	4
○覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則……（医務薬務課）	4
○北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則の一部を改正する規則……（医務薬務課）	6
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則……（地域保健課）	7
○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則……（食品衛生課）	7
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……（障がい者保健福祉課）	7
○火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則……（環境・エネルギー室）	7
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（人材育成課）	8
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……（人材育成課）	8
○獣医療法施行細則の一部を改正する規則……（畜産振興課）	8
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則……（農業経営課）	10
○北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則……（林業木材課）	12
○北海道立サンピラーパーク管理規則の一部を改正する規則……（都市環境課）	12
○北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 ……（労働委員会事務局総務審査課）	12

訓 令

○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令……（総務部総務課）	13
○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令……（人事課）	13

北 海 道
北海道選挙管理委員会

北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道議会
北海道企業局
北海道道立病院局

○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……（職員厚生課）	14
-----------------------------------	----

北 海 道
北海道教育委員会訓令
北海道警察本部

○北海道青少年健全育成推進本部設置規程を廃止する訓令……（道民生活課）	15
-------------------------------------	----

規 則

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第40号

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
北海道税条例等の一部を改正する条例（令和元年北海道条例第4号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、令和2年4月1日とする。

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第41号

北海道庁舎等管理規則の一部を改正する規則
北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。
第9条を次のように改める。
（門扉閉鎖時間の庁舎への出入り）

第9条 職員は、庁舎等の門扉が閉鎖されている間（次項及び第21条第1項第1号において「門扉閉鎖時間」という。）に庁舎内に入ろうとするときは、次の各号に掲げる庁舎の区分に応じ、当該各号に定める方法により庁舎内に入らなければならない。

- (1) 守衛を置く庁舎 職員としての身分証明書又は職員バッジを提示する方法
- (2) 守衛を置かない庁舎 当該庁舎の庁舎管理者が定める方法

2 門扉閉鎖時間に庁舎内に入ろうとする者（職員を除く。）は、庁舎管理者（その職務を

補助する職員及び守衛を含む。以下この条において同じ。) に対しその身分を示す書面を提示し、別記第 1 号様式による記録簿に所要事項を記載した上で、別記第 2 号様式による入庁証の交付を受けなければならない。ただし、第12条の許可を受けている場合その他の庁舎管理者が別に定める場合にあっては、この限りでない。

3 庁舎管理者は、庁舎内に入ろうとすることについて正当な理由がないときその他庁舎の管理について支障があるときは、前項の入庁証の交付をしてはならない。

4 第 2 項の入庁証の交付を受けた者は、庁舎内にいる間は、当該入庁証を携帯し、庁舎管理者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の入庁証の交付を受けた者は、庁舎から出ようとするときは、記録簿に所要事項を記載し、庁舎管理者に当該入庁証を返還しなければならない。

第10条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「かぎ」を「鍵」に改め、同条第 3 項中「かぎを」を「鍵を」に、「別記第 2 号様式によるかぎ受渡簿」を「別記第 3 号様式による鍵受渡簿」に改める。

第14条中「別記第 3 号様式」を「別記第 4 号様式」に改める。

第16条第 1 項中「別記第 4 号様式」を「別記第 5 号様式」に改め、同条第 2 項中「はい用し」を「着用し」に、「ちょう付して」を「貼り付けて」に改め、同条第 3 項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第21条第 1 項第 1 号中「第 9 条の規定による許可」を「第 9 条第 2 項の入庁証の交付」に、「門扉閉鎖時刻後」を「門扉閉鎖時間」に改め、「入った者」の次に「。ただし、第12条又は第13条の許可を受けた者を除く。」を加え、同項第 4 号中「同項の規定による」を「同条の」に改め、同条第 2 項中「第 9 条、」を削る。

別記第 1 号様式中

住所又は課(室)名	職名

を

住所

に、「用務先」

を「訪問先」に改める。

別記第 4 号様式その 3 中「はり紙」を「張り紙」に改め、同様式を別記第 5 号様式とし、別記第 3 号様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 2 号様式中「かぎ受渡簿」を「鍵受渡簿」に、「かぎ渡し時刻」を「鍵渡し時刻」に、「かぎ返納時刻」を「鍵返納時刻」に改め、同様式を別記第 3 号様式とし、別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 2 号様式（第 9 条関係）

（表）

(管理番号)
入 庁 証
北 海 道

（裏）

注意事項

- 1 庁舎内にいる間は、この入庁証を携帯してください。
- 2 庁舎内にいる間は、守衛等から入庁証の提示を求められることがありますので、その場合は、この入庁証を提示してください。
- 3 この入庁証は、入庁証を交付された本人以外は使用することができません。
- 4 入庁証を破損し、又は紛失したときは、速やかに守衛等まで申し出てください。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道庁舎等管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道庁舎等管理規則の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 30 日までの間に限り、必要な調整をして使用することを妨げない。

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第42号 保健所長事務委任規則の一部を改正する規則 保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。 第8号カ中「第27条第1項」を「第61条第1項」に、「第29条第2項」を「第63条第2項」に改める。 第28号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号ア中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同号イ中「覚せい剤製造業者及び覚せい剤研究者」を「覚醒剤製造業者及び覚醒剤研究者」に改め、同号ウ中「同項」を「同法第32条第2項」に改める。 附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第43号 北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則 北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。 附則第4項中「平成29年4月1日から令和2年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日（女満別空港にあっては、同年2月28日）」に、「2分の1」を「4分の1」に改める。 附則第5項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日（女満別空港にあっては、令和3年2月28日）」に改める。 別表第3の1の表管の埋設の項中「11円」を「14円」に、「12円10銭」を「15円40銭」に、「16円」を「20円」に、「17円60銭」を「22円」に、「24円」を「30円」に、「26円40銭」を「33円」に、「33円」を「41円」に、「36円30銭」を「45円10銭」に、「49円」を「61円」に、「53円90銭」を「67円10銭」に、「65円」を「81円」に、「71円50銭」を「89円10銭」に、「110円」を「140円」に、「121円」を「154円」に、「160円」を「200円」に、「176円」を「220円」に改める。 附 則 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道空港条例施行規則附則第4項の規定は、この規則の施行	の日以後に着陸する航空機に係る着陸料について適用し、同日前に着陸した航空機に係る着陸料については、なお従前の例による。 北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第44号 北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。 第48条第1項中「任命する」を「委嘱する」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「解任する」を「これを解嘱する」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とする。 別記第2号様式から別記第9号様式まで、別記第11号様式から別記第12号様式まで及び別記第14号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第15号様式（裏）中 「第48条 条例第39条第1項に規定する自然保護監視員（以下「監視員」という。）は、知事が任命する。 2 監視員は、非常勤とする。 3 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、監視員とすることができる。 5 監視員は、別記第15号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。」 「第48条 条例第39条第1項に規定する自然保護監視員（以下「監視員」という。）は、知事が委嘱する。 2 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、これを解嘱することができる。」 を に改め、
--	---

4 監視員は、別記第15号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

同様式末尾欄外注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第16号様式及び別記第17号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第45号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「900円」を「970円」に改め、同項第2号ア中「1,250円」を「1,350円」に改め、同号イ中「850円」を「940円」に改める。

別記第2号様式中「収入証紙ちょう付欄」を「北海道収入証紙貼付欄」に改め、同様式末尾欄外備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式中「北海道収入証紙ちょう付欄」を「北海道収入証紙貼付欄」に改め、同様式末尾欄外備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第46号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「任命する」を「委嘱する」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「解任する」を「これを解嘱する」に改め、同項を同条第3項とし、

同条中第5項を第4項とする。

別記第11号様式（裏）中

第36条 条例第75条第1項の生物多様性保護監視員（以下この条において

「監視員」という。）は、知事が任命する。

2 監視員は、非常勤とする。

3 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、解任することができる。

5 監視員は、別記第11号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

を

第36条 条例第75条第1項の生物多様性保護監視員（以下この条において

「監視員」という。）は、知事が委嘱する。

2 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、これを解嘱することができる。

4 監視員は、別記第11号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第47号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（昭和26年北海道規則第181号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

覚醒剤取締法施行細則

第1条中「覚せい剤取締法（）」を「覚醒剤取締法（）」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に、「（令）」を「（省令）」に、「による申請書、届出及び報告書」を「の規定により知事を経由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出し、又は知事に提出する書類」に改める。

第2条中「令第2条第1項」を「省令第2条第1項」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同条第2号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同条第3号中「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改める。

第2条の2中「令第10条第1項」を「省令第10条第1項」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者及び覚せい剤原料取扱者（法人の場合を除く。）」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者及び覚醒剤原料取扱者が法人でない場合」に、「令第9条に規定する指定基準」を「省令第9条第1号から第4号までに定める者」に改め、同条第2号中「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

第3条中「第4条各項（）」を「第4条第1項又は第2項（これらの規定を）」に、「含む」を「含む。以下この条において同じ」に、「引続き」を「引き続き」に、「とき」を「者」に、「指定申請手続をしなければ」を「法第4条第1項又は第2項の規定により申請書を提出しなければ」に改める。

第4条中「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者」に、「に規定する」を「の規定により交付された」に改める。

第5条中「及び法」を「及び」に、「に規定する業務廃止等の」を「の規定による」に改め、「それぞれ」を削る。

第6条中「並びに法」を「並びに」に、「（法）」を「（これらの規定を法）」に、「に規定する」を「の規定による」に、「又は」を「及び」に改める。

第7条中「に規定する」を「の規定による」に、「再交付申請」を「再交付の申請」に改める。

第8条中「（法）」を「（これらの規定を法）」に、「に規定する氏名又は住所の変更届」を「の規定による氏名、住所等の変更の届出」に改める。

第9条中「に規定する事故の」を「の規定による」に改める。

第10条の見出しを「（指定の執行の場合等の報告）」に改め、同条第1項中「及び法」を「又は」に、「に規定する指定失効等の場合の」を「の規定による」に改め、同条第2項中

「及び法」を「又は」に、「に規定する譲渡した覚せい剤及び覚せい剤原料の」を「の規定による」に改める。

第11条を削る。

第12条中「並びに法」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出しを「（覚醒剤製造業者の報告）」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第12条とする。

第14条の見出しを「（覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告）」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第13条とする。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「あて」を「宛て」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改める。

別記第4号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同様式末尾欄外の備考の1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考の2の事項中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「あて」を「宛て」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改め、同備考の3の事項中「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者」に改める。

別記第5号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同様式末尾欄外の備考の1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考の2の事項中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「あて」を「宛て」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改める。

別記第6号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤（覚せい剤原料）」を「覚醒剤（覚醒剤原料）」に改め、同様式末尾欄外の備考の1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考の2の事項中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「あて」を「宛て」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改める。

「」

別記第7号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、

譲渡した覚せい剤
(覚せい剤原料)

を「譲渡した覚醒剤
(覚醒剤原料)」に改め、同様式末尾欄外の備考の1の事項中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改め、同備考の2の事項中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「あて」を「宛て」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改める。

別記第8号様式中「第12条」を「第11条」に改め、同様式末尾欄外の備考の1の事項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同備考の2の事項中「廃棄届出」を「又は廃棄の届出」に、「払い」を「払」に改める。

別記第9号様式中「第13条」を「第12条」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同様式末尾欄外の備考の2の事項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第10号様式中「第14条」を「第13条」に改め、同様式その1中「覚せい剤施用機関の報告」を「覚醒剤施用機関の報告」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同様式その1末尾欄外の備考の2の事項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同様式その2中「覚せい剤研究者の報告」を「覚醒剤研究者の報告」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同様式その2末尾欄外の備考の1の事項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、同備考3の事項中「又は施用等の」を削り、「、それぞれ製造数量欄又は」を「製造数量欄を、施用等の許可を受けていない研究者にあっては」に、「設ける必要がない」を「、それぞれ記載する必要がないこと」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の覚せい剤取締法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の覚醒剤取締法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第48号

北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則の一部を改正する規則

北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則（昭和39年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第58条の8」を「第58条の8第1項」に改める。

第6条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条中「第2条に規定する」を「第2条第1項の規定による」に、「第3条に規定する」を「第3条第1項の規定による」に、「第5条に規定する」を「第5条の規定による」に改める。

別表第1中「所得税額の」を「所得割の額の」に、「147万円」を「56万4,000円」に改め、同表備考1の事項中「前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定しない場合には、前前年分の所得税額）」を「について法第58条の8第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額」に改め、同表備考中3の事項を4の事項とし、同表備考2の事項中「所得税の」を「所得割の」に、「所得税相当額」を「所得割の額の相当額」に改め、同事項を同表備考3の事項とし、同表備考1の事項の次に次の1事項を加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによることとする。

- 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前の地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は改正前の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、所得割の額から同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に改正前の地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 扶養義務者等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、扶養義務者等を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 扶養義務者等が次のア又はイに該当する者である場合は、所得割の額から地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。ただし、当該扶養義務者等が同法第295条第1項第2号の規定により市町村民税が課されないこととなる者であるときは、所得割の額を零とする。

ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、
地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第46条の2第2項に規定する者を有するもの

イ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、
地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者を有し、かつ、当該年度の初日の属する年の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入院（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第58条の8第1項の規定による入院をいう。以下同じ。）に係る入院医療費の徴収について適用し、施行日前の入院に係る入院医療費の徴収については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に法第58条の8第1項の規定により入院させられていた者であって施行日後も引き続き同項の規定により入院させられているものに係る施行日以後の入院医療費の徴収については、なお従前の例による。ただし、この規則による改正前の北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則別表第1に規定する当該者の扶養義務者等の所得税額の合算額が147万円を超えた場合は、この限りでない。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第49号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「2万6,600円」を「2万2,200円」に改める。

別表水の項中「10,100円」を「12,100円」に、「2,950円」を「3,800円」に、「9,250円」を「12,000円」に、「7,950円」を「9,950円」に、「13,200円」を「15,800円」に、「13,000円」を「14,400円」に、「18,700円」を「18,100円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第50号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「2,400円」を「2,450円」に改め、同条第2号中「1,250円」を「1,350円」に改め、同条第3号中「900円」を「970円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第51号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表使用料の部予防接種料の項を次のように改める。

予 防 接 種 料	インフルエンザ ワクチンの予防 接種	1回につき3,560円	
	インフルエンザ ワクチン以外の 予防接種	1回につき、実費（当該予 防接種に使用した薬剤の購 入に要した費用をいう。） （その額に10円未満の端数 が生じたときは、これを切 り捨てた額とする。）に 3,300円を加えた額	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第52号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和29年北海道規則第146号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第16条第3号ト又は同条第4号ヘ」を「第16条第3号ヘ又は第4号ホ」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式まで、別記第6号様式から別記第9号様式の5まで、別記第11号様式から別記第14号様式まで及び別記第16号様式から別記第24号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道規則第53号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第10条第2項及び別記第3号様式の2職場実習委託契約書第10条第2項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道規則第54号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1 旭川高等技術専門学院の項中

「	色彩デザイン科	2年	-	-	20人	」を
---	---------	----	---	---	-----	----

「	色彩デザイン科	1年又は2年	-	-	20人	」に改め、同表
---	---------	--------	---	---	-----	---------

北見高等技術専門学院の項中

「	電 子 機 械 科	2年	-	-	10人	」を
---	-----------	----	---	---	-----	----

「	電 子 機 械 科	2年	-	-	10人	」に改め、同表
	機 械 技 術 科	2年	-	-	10人	

釧路高等技術専門学院の項中

「	建 築 技 術 科	2年	-	-	10人	」を
---	-----------	----	---	---	-----	----

「	建 築 技 術 科	1年又は2年	-	-	10人	」に改める。
---	-----------	--------	---	---	-----	--------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

獣医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道規則第55号

獣医療法施行細則の一部を改正する規則

獣医療法施行細則（平成5年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（診療施設の開設等の届出）

第2条 法第3条（法第7条第1項の規定により適用される場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 開設の届出 別記第1号様式その1
- (2) 休止、再開又は廃止の届出 別記第1号様式その2
- (3) 届出事項の変更の届出 別記第1号様式その3

第4条第3項中「往診診療者等」の次に「（法第7条第1項に規定する往診診療者等をいう。次条において同じ。）」を加える。

別記第1号様式その1の(1)5の事項を次のように改める。

5 診療施設の構造設備の概要等

(1) 構造設備の概要

構造設備	内 容
ア 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備（有・無）	おり、ケージ、けい留設備、動物が自力で開閉できない構造の扉・窓、その他（ ）
イ 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備（有・無）	隔離収容設備（ ）、おり・ケージの間に間仕切り板を設置したもの、その他（ ）
ウ 消毒設備（有・無）	煮沸消毒器、滅菌手洗器、オートクレーブ、ガス滅菌器、噴霧器、散霧器、その他（ ）
エ 調剤設備（有・無）	
(ア) 採光、照明及び換気（有・無）	窓、照明、換気扇
(イ) 冷蔵貯蔵設備（有・無）	冷蔵庫、その他（ ）
(ウ) 調剤器具（有・無）	調剤台、はかり、薬匙、その他（ ）
オ 手術設備（有・無）	
(ア) 内壁を覆う材質	コンクリート、モルタル、タイル、その他（ ）
(イ) 床を覆う材質	コンクリート、モルタル、タイル、その他（ ）
(ウ) その他の清潔を保つことができる構造（有・無）	（ ）

(2) 主な器具及び機械の品目及び数量

品目	数量	品目	数量

(3) 平面図 別添のとおり

別記第1号様式その1の(1)6の事項中「有無（有・無）」を「有無 有（別紙のとおり）・無」に改め、同様式その1の(1)9の事項中「種類」を「種類（診療の主たる対象） 産業動物、小動物、その他（ ）」に改め、同様式その1の(1)10の事項中「定款」

の次に「（法人の場合に限る。）」を加え、同様式その1の(1)11の事項中「診療費徴収規程別添のとおり」を「診療費徴収規程の有無 有（別添のとおり）・無」に改め、同様式その1の(1)注2の事項中「概要及び平面図」を「概要等」に改め、同事項(1)を次のように改める。

(1) 「(1) 構造設備の概要」については、アからオまでに掲げられた設備を設ける場合は、有に○を付け、「内容」のうち該当するものに○を付けること。

なお、「その他」の場合は、その内容を括弧内に記入すること。

別記第1号様式その1の(1)注2の事項(2)中「平面図」を「「(3) 平面図」について」に、「である」を「を添付する」に改め、同注3の事項中「（有・無）」を削り、同注5の事項及び6の事項を次のように改める。

5 「8 診療の業務を行う獣医師の氏名等」については、当該獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。

6 「9 診療の業務の種類」については、診療の主な対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第2条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付けること。

なお、「その他」の場合は、対象を括弧内に記入すること。

別記第1号様式その1の(1)注7の事項中「及び診療費徴収規程」を「及び診療費徴収規程の有無」に、「場合に」を「場合には、有に○を付け、当該規程等を」に改め、同様式その1の(2)3の事項を次のように改める。

3 使用する主な器具及び機械の品目及び数量

品目	数量	品目	数量

別記第1号様式その1の(2)4の事項中「有無（有・無）」を「有無 有（別紙のとおり）・無」に改め、同様式その1の(2)7の事項中「種類」を「種類（診療の主たる対象） 産業動物、小動物、その他（ ）」に改め、同様式その1の(2)8の事項中「定款」の次に「（法人の場合に限る。）」を加え、同様式その1の(2)9の事項中「診療費徴収規程別添のとおり」を「診療費徴収規程の有無 有（別添のとおり）・無」に改め、同様式その1の(2)注2の事項中「（有・無）」及び「の有無に○を付け、当該エックス線装置」を削り、「場合は」の次に「、有に○を付け」を加え、同注4の事項及び5の事項を次のように改める。

- 4 「6 診療の業務を行う獣医師の氏名等」については、当該獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。
- 5 「7 診療の業務の種類」については、診療の主な対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第2条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付けること。

なお、「その他」の場合は、対象を括弧内に記入すること。

別記第1号様式その1の(2)注6の事項中「及び診療費徴収規程」を「及び診療費徴収規程の有無」に、「場合に」を「場合には、有に○を付け、当該規程等を」に改め、同様式その1の別紙2から別紙5までの規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改め、同様式その2中「診療施設（診療業務）休止（廃止）届出書」を「診療施設（診療業務）休止（再開・廃止）届出書」に、「廃止した」を「再開・廃止した」に改め、同様式その2の2の事項中「休止期間（廃止年月日）」を「休止（再開・廃止）年月日」に改め、同様式その2の3の事項中「廃止」を「再開・廃止」に改め、同様式その2の末尾欄外注中2の事項を3の事項とし、1の事項を2の事項とし、1の事項として次の1事項を加える。

- 1 休止の場合は、その期間を「2 休止（再開・廃止）年月日」に記載すること。

別記第1号様式その3の2の事項(2)の次に次のように加える。

- (3) 変更年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第56号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第12条の4の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中第2項を第4項とし、同条第1項中「校長」を「前2項に定めるもののほか、校長」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

校長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等の減免を行うものとする。

- 2 前項の規定により校長が行う授業料等の減免の額は、当該学生に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に

規定する減免額算定基準額をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第2号又は第3号に定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）とする。

- (1) 100円未満 入校料の額及び授業料の年額
- (2) 100円以上2万5,600円未満 入校料の額に3分の2を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の2を乗じて得た額
- (3) 2万5,600円以上5万1,300円未満 入校料の額に3分の1を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の1を乗じて得た額

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

科目及び時間数の基準

区分			科目（単位数）		時間数	
			第1学年	第2学年	第1学年	第2学年
教養科目	必修科目	農業技術基礎(1)	体育Ⅱ(1)	時間	時間	
		外国語Ⅰ(1)	外国語Ⅱ(1)	75	60	
		外国語Ⅰ(1)				
教養科目	選択科目	特別活動(2)		90		
		アグリライフ論(2)		60		
		英会話(1)				
共通専門科目	必修科目	農村活性化論(1)				
		農業機械学(1)	農政・経済(1)	90	120	
		農業機械学演習(1)	農業経営(1)			
共通専門科目	選択科目	農業簿記(1)	経営分析論演習(1)			
		農業簿記演習(1)	経営設計(2)			
			経営設計演習(1)			
共通専門科目	選択科目	農畜産物加工・起業概論(2)	毒物劇物(2)	105	135	
		スマート農業機械学(1)	長期海外研修等実践英会話(1)			
		新規参入者入門(1)	海外農業視察研修(2)			
共通専門科目	選択科目	キャリアデザイン(1)	アグリビジネス論(1)			
		危険物(2)				
			乳牛飼養論(1)	90		
共通専門科目	選択科目		肉牛飼養論Ⅰ(1)			
			畑作栽培概論(1)			
			野菜栽培概論(1)			
共通専門科目	選択科目		溶接(1)			

養成課程	畜産経営学科専門科目	必修科目	プロジェクト概論(1) 家畜飼養論(1) 畜産機械施設演習(1) 牛体管理演習(1) 専攻実習(8) 家畜栄養学(1) 家畜解剖学(1) 家畜育種論(1) 体験学習(9) 飼料作物学(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 家畜繁殖学Ⅰ(2) 農場HACCP概論(1) 土壌肥科学(1)	プロジェクト実践Ⅱ(10) 卒業論文(4)	1,065	570
		選択科目	スマート農業機械学演習(1) 農業機械特別実習(1)	乳牛栄養学(1) 家畜衛生演習(1) 家畜飼養管理演習(1) 情報処理演習(1) 飼料調製草地管理実習(1) 家畜繁殖学Ⅱ(2) 家畜繁殖学演習(3) 畜産環境衛生論(1) 家畜衛生学(1) 畜産物加工流通論(1) 生物工学(1) 肉牛飼養論Ⅱ(1)	75	360
	畑作園芸経営学科専門	必修科目	生物工学演習(1) 植物生理概論(1) プロジェクト概論(1) 畑作園芸機械施設演習(1) 作物保護(3) 専攻実習(8) 体験学習(9) GAP概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 土壌肥料実験(1) 土壌肥科学(1)	プロジェクト実践Ⅱ(10) 農産物流通論(1) 卒業論文(4)	1,050	585
			刈払機基礎(1) スマート農業機械学演習(1) クリーン農業・環境保全論(1) 情報処理演習(1)		90	

研究課程	科目	選択科目	麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)	120	
	計			2,610	1,860
				270	
	必修科目	研究課題計画演習Ⅰ(3) 総合実習Ⅰ(15) 農業機械組織利用演習(1) 財務管理(3) 長期計画演習(3) 専門研究(3) 農業経済(1) 農業経営(1) 農業経営者実践論(1) 農業統計(1) 農業技術概論(1) 農業支援組織論(2) 家畜飼養特論(2) 作物栽培特論(2)	総合実習Ⅱ(15) 研究課題計画演習Ⅱ(2) 農協・農業団体論(1) 農業法人化論(1) 農業税務基礎(1) 農業政策(1) 環境保全演習(1) 卒業論文(9) 先進農業特別実習(1)	1,230	1,140
		6次産業化実践実習(2) 6次産業化実践論(4) 畜産経営学(2) 農産経営学(2) 新規参入基礎講座(1)		225	
		選択科目	作物栽培基礎(1) 土壌肥科学(1)	特別講座(2)	30
	労働衛生・労働管理(2)			30	
計			1,260	1,170	
			255		

附 則

1

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2

令和2年3月31日において現に北海道立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日において現に北海道立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第57号

北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則

北海道立北の森づくり専門学院管理規則（令和元年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項、第5条第2項並びに第6条中「知事」を「学院長」に改める。

第8条中「知事に」を「学院長に」に改める。

第9条、第10条第1項、第11条、第12条第2項及び第13条ただし書中「知事」を「学院長」に改める。

第14条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第2項中「知事」を「学院長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「知事」を「前2項に定めるもののほか、学院長」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

学院長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により学院長が行う授業料等の減免の額は、当該学生に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に規定する減免額算定基準額をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第2号又は第3号に定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）とする。

(1) 100円未満 入学料の額及び授業料の年額

(2) 100円以上2万5,600円未満 入学料の額に3分の2を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の2を乗じて得た額

(3) 2万5,600円以上5万1,300円未満 入学料の額に3分の1を乗じて得た額及び授業料の年額に3分の1を乗じて得た額

第15条、第16条第1項、第18条及び第19条第1項及び第20条（見出しを含む。）中「知事」を「学院長」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「北海道知事」を「北海道立北の森づくり専門学院長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道立サンピラーパーク管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第58号

北海道立サンピラーパーク管理規則の一部を改正する規則

北海道立サンピラーパーク管理規則（平成18年北海道規則第95号）の一部を次のように改正する。

第5条中「知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができること」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第59号

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の総務審査課の事項第13号中「及び事務局長」を「並びに事務局長及び事務局次長」に改める。

第5条第1項の表事務局の部に次のように加える。	
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
第5条第3項の表指導主任の項を削る。	
附 則	
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	
訓 令	
北海道訓令第9号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
令和2年3月31日	
北海道知事 鈴木直道	
北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令	
北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。	
第25条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「ほか、」を「ほか、本庁又は出先機関の」に、「必要な事項は、総務部長が定める」を「の細則は、それぞれの保安責任者が定めるものとする」に改める。	
別表第1中「総務課財産活用担当課長」を「総務部総務課長」に改める。	
附 則	
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。	
北海道訓令第10号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
令和2年3月31日	
北海道知事 鈴木直道	
北海道職員服務規程の一部を改正する訓令	
北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。	
第3条第1項中「職員」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次項及び第3項において同じ。）」を加える。	
第7条第1項中「職員」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。次項及び第3項において同じ。）」を、「除く」の次に「。次項及び次条第1項において同じ」を加える。	
第14条を削り、第13条を第14条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。	
（営利企業への従事等の届出）	
第8条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員は、その採用の際現に営利企業への従事等を行っている場合は、その採用の日以後速やかに所属長に届け出なければならない。	
2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員は、営利企業への従事等を行おうとするときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。	
3 前2項の規定による届出は、営利企業従事等届出書（別記第13号様式（不動産又は駐車場の賃貸に係る場合にあっては別記第14号様式、太陽光電気の販売に係る場合にあっては別記第15号様式））により行うものとする。	
4 第1項又は第2項の規定による届出をした職員は、営利企業従事等届出書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を所属長に届け出なければならない。	
別記第9号様式中「㊟」を削る。	
別記第12号様式の次に次の3様式を加える。	
別記第13号様式（第8条関係）	
営利企業従事等届出書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外）	
年 月 日	
（所属長） 様	
所 属	
職 名	
氏 名	
次のとおり営利企業への従事等について届け出ます。	
営利企業への従事等の内	1 (1) 事業の名称
	(2) 所 在 地 (電話)
	(3) 事業内容
	(4) 職 名
	(5) 従事時間 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 () 延べ 時間
	(6) 営利企業への従事等の期間（予定期間） 年 月 日から

容	年 月 日まで
2	職員の職と届出に係る事業との間の特別な利害関係の有無
3	職員の職務の遂行への支障の有無
4	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
5	現に届け出ている営利企業への従事等（事業の名称、職名、従事時間、従事期間等）

注 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第14号様式（第8条関係）

営利企業従事等届出書（不動産等賃貸関係）				
年 月 日				
(所属長) 様				
所 属				
職 名				
氏 名				
次のとおり営利企業への従事等について届け出ます。				
1 賃貸する不動産等	建物	(独立家屋) (マンション等) 所在地	棟 延べ床面積 室 延べ床面積	m ² m ²
	土地	貸付件数 用途	件 面積合計 所在地	m ²
	駐車場	駐車台数 所在地	台 設備の有無	有□ 無□
	その他	(娯楽集会、遊戯等のための設備を設けた不動産) 種類 所在地 (旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 所在地	件数・規模 件数・規模	
2 職員の職と届出に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無				
3 職員の職務の遂行への支障の有無				
4 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無				

注 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第15号様式（第8条関係）

営利企業従事等届出書（太陽光電気の販売関係）		
年 月 日		
(所属長) 様		
所 属		
職 名		
氏 名		
次のとおり営利企業への従事等について届け出ます。		
1 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地	
	発電出力	k W
	運転開始年月日 (予定日)	年 月 日
2 職員の職と届出に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無		
3 職員の職務の遂行への支障の有無		
4 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無		

附 則

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員服務規程別記第9号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員服務規程別記第9号様式の規定にかかわらず、令和2年4月30日までの間に限り、必要な調整をして使用することを妨げない。

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道議会
北海道企業局
北海道道立病院局

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会

北海道監査委員訓令第1号

北海道議会

北海道企業局

北海道道立病院局

庁 中 一 般

部 局

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道選挙管理委員会委員長 水城義幸

北海道人事委員会委員長 欽田信知

北海道代表監査委員 東陽一

北海道議会議長 村田憲俊

北海道公営企業管理者 小玉俊宏

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

北海道職員安全衛生管理規程（平成29年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局・北海道道立病院局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第43条」に改める。

第2条第1号中「臨時的任用職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。第42条において同じ。）及び臨時的任用職員（同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。第42条において同じ。）」に改める。

第42条を削る。

第43条の見出し中「臨時的任用職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条中「臨時的任用職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同条を第42条とし、第44条を第43条とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

北海道

北海道教育委員会訓令第1号

北海道警察本部

庁 中 一 般

部 局

北海道青少年健全育成推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道教育委員会教育長 佐藤嘉大

北海道警察本部長 山岸直人

北海道青少年健全育成推進本部設置規程を廃止する訓令

北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

北海道
北海道教育委員会訓令
北海道警察本部